

6 富山県東部消防組合消防本部  
(富山県)の事例

## 6 富山県東部消防組合消防本部の事例

①広域化対象地域の地勢・概要 .....	81
②広域化実現までの手順の概要 .....	82
③協議会設置までの手順 .....	83
④協議会の事務の流れ .....	87
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項 .....	88
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き .....	92
⑦広域化による具体的なメリット .....	96
⑧新体制移行後の課題等 .....	96
⑨おわりに .....	97



## 管内人口等

	人 口	世 帯 数	面 積 (km <sup>2</sup> )
魚津市	44,176	16,616	200.63
滑川市	33,818	11,760	54.61
上市町	22,110	7,871	236.77
舟橋村	3,043	974	3.47
計	103,147	37,221	495.48

\* 「人口」「世帯数」は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口及び世帯数

## 平成25年火災・救助・救急出動件数

	火 災	救 助	救 急
魚津市	11	26	1,474
滑川市	16	12	1,027
上市町	2	4	917
舟橋村	1	0	40
計	30	42	3,458

## 2 広域化実現までの手順の概要（広域化の背景や検討経緯）

消防は、近年の災害や事故の多様化及び大規模化、人口の減少・高齢化、都市構造の複雑化、住民ニーズの高度化・多様化等、消防を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、住民の安全・安心を守るという責務を十分に果たしていくため、今まで以上に効果的効率的な消防体制の確立が急務となっています。

国は、住民の安全・安心を守るという消防に課せられた責任を確実に果たしていくためには、市町村の消防広域化を推進する必要があることから、平成18年6月に消防組織法を改正し、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。この基本指針により、富山県は平成20年3月に「富山県消防広域化推進計画」を策定し、その中で広域化の組合せ案が複数パターン示されました。

これらを受け、当初は富山県県東部地域の8市町村（人口21万人）、平成22年7月からは、7市町村による「富山県東部消防広域化任意運営協議会」により検討を進めてきました。最終的には、住民にとって消防広域化はそのメリットが十分期待できるとして、平成23年3月29日開催の「富山県東部消防広域化に関する市町村長会議」により、魚津市、滑川市、上市町、舟橋村の4市町村により「富山県東部消防広域化協議会」を設置することの規約、役員等が承認されました。以降、精力的に協議を進めました。

## 広域化に至った経緯

平成 18 年 6 月	消防組織法の一部を改正する法律施行
平成 18 年 7 月	市町村の消防の広域化に関する基本指針告示
平成 20 年 3 月	富山県消防広域化推進計画策定
平成 21 年 8 月	富山県東部消防広域化研究会設置 (立山町、舟橋村、上市町、滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町の 8 市町村 人口 21 万 6 千人)
平成 22 年 7 月	富山県東部消防広域化任意運営協議会設置 (立山町、舟橋村、上市町、滑川市、魚津市、入善町、朝日町の 7 市町村 人口 17 万 3 千人)
平成 23 年 2 月	富山県東部消防広域化に関する市町村長意見交換会
平成 23 年 3 月	富山県東部消防広域化に関する 4 市町村長会議
平成 23 年 4 月	富山県東部消防広域化協議会設置 (魚津市、滑川市、上市町、舟橋村)
平成 24 年 10 月	富山県東部消防組合広域消防運営計画策定
平成 24 年 12 月	構成市町村議会において、富山県東部消防組合の設置議決、富山県知事へ設置許可申請
平成 25 年 1 月 25 日	富山県東部消防組合設置の富山県知事許可
平成 25 年 2 月 25 日	富山県東部消防組合議会臨時会開会、条例、予算等可決
平成 25 年 3 月 31 日	富山県東部消防組合消防事務開始 <b>(全国初の非常備消防村の解消)</b> 1 本部 3 消防署 1 分遣所 (分遣所は平成 26 年 10 月開所予定)

## 3 協議会設置までの手順

### (1) 手順の流れ

平成 21 年 8 月に 8 市町村の消防本部実務担当者による「富山県東部消防広域化研究会」を設置し、広域化に関するメリット、デメリット、課題等について整理、研究し、構成市町村長へ報告するとともに、平成 22 年度中の「富山県東部消防広域化任意運営協議会 (以下「任意協議会という。)」発足の準備を行ってきました。

この間に黒部市の任意協議会への不参加が表明され、平成 22 年 7 月に 7 市町村により「富山県東部消防広域化任意運営協議会」を設置し、平成 25 年 4 月 1 日の新組織としてのスタートに向け、協議を進めることとしました。それ以降、3 回の市町村長会議が開催され、立山町、入善町、朝日町の消防広域化への参加見送りが確認されました。この結果、舟橋

村、上市町、滑川市及び魚津市の4市町村による消防広域化が決定され、平成23年3月29日に「富山県東部消防広域化協議会（以下「協議会」という。）」が設置されました。

(2) 富山県東部消防広域化協議会規約の策定

下記のとおり。規約の規定に基づき、参与会、幹事会、専門部会を置き、具体的な事項について協議しました。

富山県東部消防広域化協議会規約

(設置及び目的)

第1条 舟橋村、上市町、滑川市及び魚津市（以下「構成市町村」という。）は、消防の広域化に関する協議を行うため、富山県東部消防広域化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 消防広域化に関する協議
- (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づく広域消防運営計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防広域化に関し必要な事項

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚津市本江3197番地1（魚津市消防本部内）に置く。

(組織)

第4条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 構成市町村の長
- (2) 委員は非常勤とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員が互選する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長があたる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(参与会)

第9条 協議会の効率的な運営に資するため、参与会を置く。

2 参与会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 会議に提案する必要な事項について協議するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第11条 協議会は、事務の一部について調査研究を行うため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第13条 協議会の事務に従事する職員は、構成市町村の長が協議して定めた者をもってあてる。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、構成市町村が基準財政需要額に基づき負担する。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 会長、副会長、監事及び委員は、報酬及びその職務を行うために要

する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

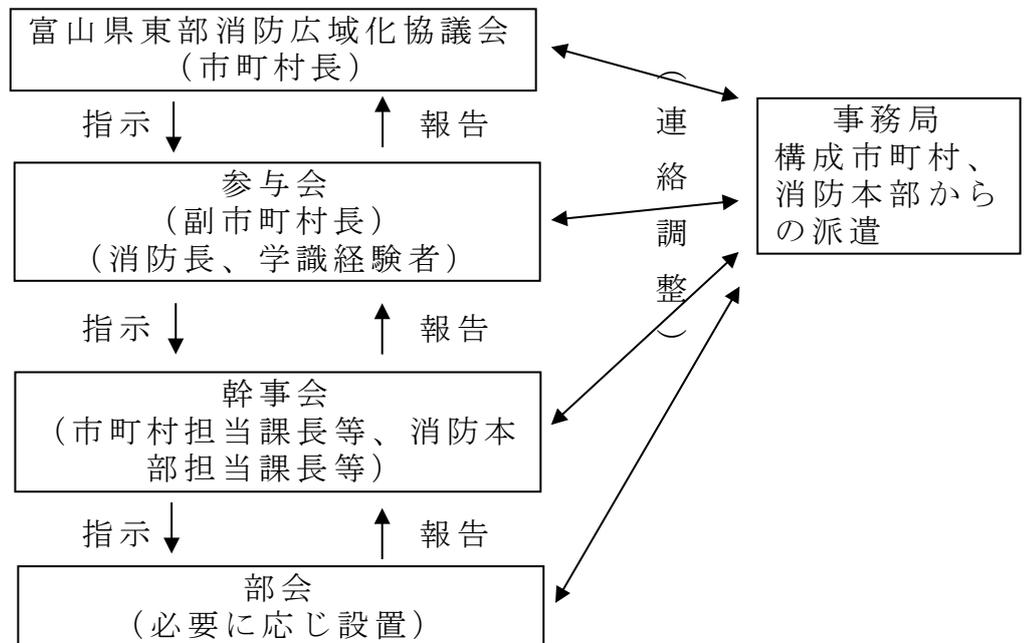
第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### (3) 協議会の組織

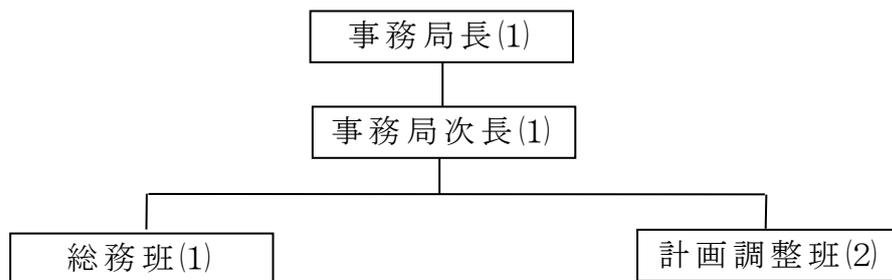
#### ① 体系図



#### ② 構成

- ・協議会 構成市町村の市町村長
- ・参与会 構成市町村の副市町村長、消防長
- ・幹事会 構成市町村の総務・企画担当課長、消防本部次(課)長
- ・部会 構成市町村の消防、総務、財政担当者
- ・事務局 構成市町村、消防本部からの派遣職員

#### ③ 事務局の体制 (5名)



④ 協議会経費

消防費に係る基準財政需要額の4市町村構成比により算出、負担することとした。

- ・ 平成23年度富山県東部消防広域化協議会予算 3,791千円
- ・ 平成24年度富山県東部消防広域化協議会予算 26,756千円

4 協議会の事務の流れ

- ・ 構成市町村の消防、総務、財政担当者による「総務部会」、「警防部会」、「予防部会」、「通信部会」の**4専門部会**を置き、具体的な事項について、調査、協議しました。

開催回数 総務部会 11回、警防部会 12回、予防部会 16回、通信部会 9回、警防・通信合同部会 3回

- ・ 構成市町村の総務・企画担当課長、消防本部次（課）長による「**幹事会**」を置き、協議会会議に提案する必要な事項について協議しました。

開催回数 13回

- ・ 構成市町村の副市町村長、消防長による「**参与会**」を置き、協議会の効率的な運営に資するため、幹事会で協議のあった事項等について協議しました。

開催回数 11回

- ・ 重要案件や急を要する事案については、「**参与・幹事合同会議**」を開催し、協議しました。

開催回数 6回

- ・ 他に、必要に応じて、総務、財政、消防、救急、救助、救急救命士などの担当者会議を数多く開催し、詳細を協議しました。
- ・ 一部事務組合を構成する市町村議会へ出向き、消防広域化の進捗状況や広域消防運営計画（案）等について、報告、説明等を行いました。
- ・ 上記の流れにより協議会会議の協議事項を整理、取りまとめ、協議会へ提出しました。

協議会開催回数 10回

(1) 特に留意すべき点について

広域化の協議の中で、調整に時間を要した課題等

① 職員の身分、給与等の統一

身分：地方自治法第 252 条の 17 による職員派遣（身分は各市町に残す。）

給与：公安職（滑川市、魚津市）と行政職（上市町）の給料表の混在

経費：経費負担割合は、基準財政需要額割 20%、人口割 80%を基本とする。

解決策：今後できる限り早い時期の組合職員化（身分統一）など。

(2) 協議会設置の準備期間

「3 協議会設置までの手順」のとおり、約 2 年半の準備期間がありました。

(3) 広域消防運営計画の協議期間

約 6 ヶ月の協議を経て、平成 24 年 10 月に消防庁へ提出しました。

(4) 新体制への移行期間

協議会発足から 1 年 9 か月を経て、平成 25 年 1 月 25 日に富山県知事から「富山県東部消防組合」の設置が許可され、平成 25 年 3 月 31 日に消防事務がスタートしました。

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

(1) 広域化の方式及びスケジュール

広域化の方式には、「一部事務組合方式」と「事務委託方式」がありますが、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する「一部事務組合方式」とする。

広域化の開始は、広域化のメリットを早期に実現し、住民の安全・安心の強化を図るとともに、消防救急デジタル無線整備や高機能消防指令センター整備の計画的、効率的な事業推進を行うため「平成 25 年 3 月 31 日」とする。

(2) 組織

① 消防本部の名称

消防本部の名称は、構成市町村の住民への分かりやすさと位置の判別のしやすさを考慮し、「富山県東部消防組合消防本部」とする。

② 消防本部の位置

消防本部の位置は、機能や改修等を総合的に検討し、現魚津市消防本部を活用することとして、魚津市本江 3197 番地 1 に置く。

③ 消防署の名称

消防署の位置に変更がないことや、住民にわかりやすく、混乱を招かないよう配慮するため、消防署の名称は、現在の名称を継承しますが、市町の文字は削除する。

④ 消防署の位置

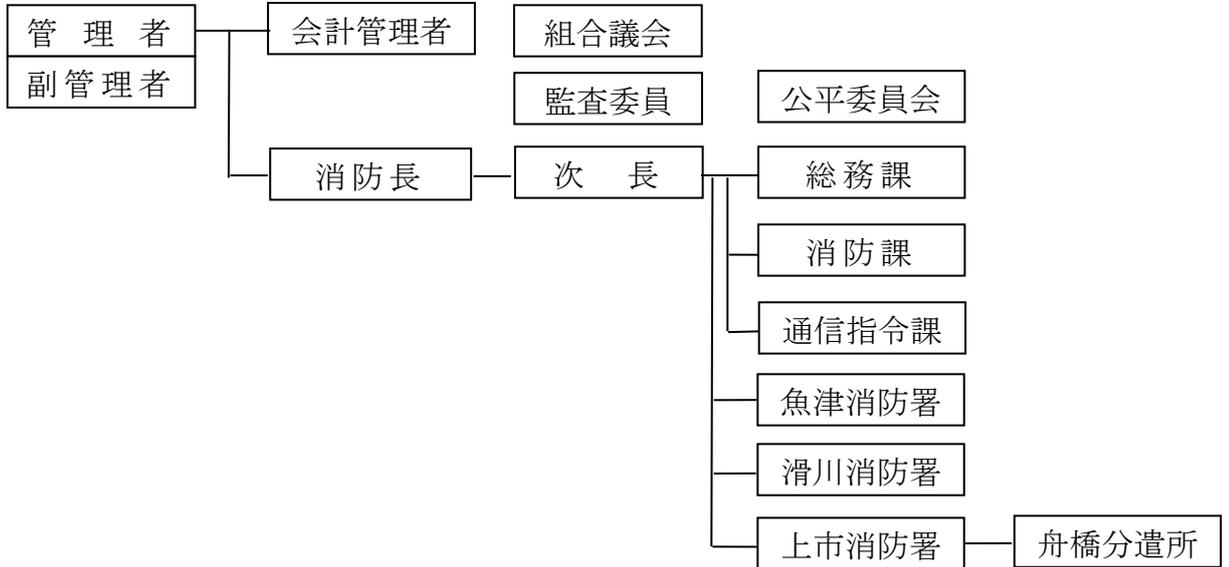
消防署の位置は、今後も消防力の低下を招かないよう配慮するため、

それぞれ現行のとおり維持する。

⑤ 分遣所の設置

常備消防の設置がない舟橋村に分遣所を設置する。

\* 組織図



(3) 職員の処遇等

① 定員配置

職員定数は、署及び分遣所の適正職員数を勘案し、平成24年4月1日現在の定数「108人」に新規採用6人、事務職員3人及び平成31年度に新規採用する3人を加え、120人とする。

職員配置は、本部部門を統合効率化し、署及び分遣所の充実強化を図る。

② 採用計画

新規職員の採用は、定数の欠員補充とします。ただし、退職者が多い場合、定数内で再任用を活用する。

今後、10年間で職員の約1/3が退職となることから、消防力の低下を防ぐため、再任用の活用や年齢構成の均一化を図る採用計画を策定する。また、定年延長制度が実施された場合の対応も研究する。

③ 身分（任用、階級等）

職員の身分の取扱いについて、現在の魚津市、滑川市、上市町の消防職員は、各市町職員の身分を有したまま、消防組合に派遣する。

新規採用職員にあっては、消防組合で採用し、組合職員とする。

平成36年度に魚津市、滑川市、上市町の消防職員は各市町を退職し、消防組合で採用を行い、組合職員として身分を統一する。

階級は、「消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）」により、消防長の階級を消防監とし、組織にあわせ階級、職階を適切に

配置する。

④ 給与（諸手当含む）

給料表は、現在、魚津市、滑川市は、国家公務員公安職給料表（一）に準拠し、魚津市が7級制、滑川市が6級制を採用する。上市町は、国家公務員行政職給料表（一）に準拠し、6級制を採用する。

国の通知（昭和26年3月16日国消警発58号国家消防庁管理局長）において、消防職員については、国の公安職給料表に準じた給料表を適用することが望ましいとあることから、消防組合の給料表は、7級制（国家公務員公安職給料表（一）準拠）とする。

なお、組合職員として身分を統一するまでの間は、各市町の消防組合への派遣職員となるため、給与費相当分を派遣元市町が消防組合負担金として負担する。

また、現給は保障するものとし、格差の是正については、広域化後、派遣職員が組合職員となる平成36年度までに各市町において調整する。

諸手当は、住居手当、通勤手当及び特殊勤務手当等の見直しを行う。

⑤ 福利厚生

共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度は、関係法規に基づき適切に実施する。

職員の互助制度は、新たな共済会を設置する。

⑥ 教育、訓練及び研修

教育、訓練及び研修は、救急業務及び予防業務等の高度化、専門化に対応するため、研修施設を活用し、人材育成を図る。

救急救命士の研修等については、各地域のメディカルコントロール協議会や病院等と連携し、救急救命士の養成に努める。

(4) 施設整備

① 消防施設等整備計画

消防施設整備計画は、広域化後に整備する高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線整備等を加え、計画を策定する。

ただし、車両整備に関し、各市町からの無償貸与とするため、その整備計画については、各市町の計画とし、組合の消防施設整備計画との整合を図る。

【組合消防本部の主な整備項目】

ア 高機能消防指令センター（建屋、通信指令装置）整備

イ 上市消防署舟橋分遣所建設

ウ 消防救急デジタル無線整備

② 通信指令システム

高機能消防指令センターは、消防組合設立後に整備するものとし、平成 26 年 4 月の運用開始までは、各署において 119 番受信から部隊運用までを行う。

- ・ 通信指令システム整備・・・高機能消防指令センター（Ⅱ型）
- ・ 消防救急無線（アナログ）の統合整備

ア 消防本部の現状

消防本部の消防救急無線システムは、各消防本部が設置した無線基地局と 移動局（車載、携帯）間で通信を行う方法で消防・救急等の業務に活用する。

- ・ 魚津市消防本部・・・基地局 1 局
- ・ 滑川市消防本部・・・基地局 1 局、固定局 1 局
- ・ 上市町消防本部・・・基地局 1 局、固定局 1 局
- ・ 舟橋村・・・可搬式移動局 1 局

イ 整備計画の基本方針

既存の基地局、移動局を活用する消防救急無線システムを構築することを 前提とし、高機能消防指令センターから各署の基地局を遠隔操作により制御し、無線統制を図る。

現在、滑川消防署及び上市消防署が使用している中新川ブロック波を主運用波として活用するため、魚津消防署所属の移動、携帯局に追加し、消防救急無線システムの制御及び統制を行う。

③ 消防救急デジタル無線整備について

消防救急無線のデジタル化整備については、平成 28 年 5 月 31 日までに現在のアナログ無線からデジタル無線へ移行することとされており、平成 24 年度で基本設計を実施、平成 25 年度実施設計、平成 26 年度、平成 27 年度で整備する計画を策定する。

④ 舟橋分遣所建設

富山県東部消防組合消防本部管内における住民サービスの均一化と現場到着時間の短縮を図るため、舟橋村に救急隊を常駐させる分遣所を建設し、平成 26 年 10 月の運用開始をする。

(5) 経費負担等

① 経費負担割合

経費負担割合は、次のとおりとする。

ア 経費負担は、基準財政需要額割 20%、人口割 80%を基本とする。

参考：平成 24 年度構成市町村負担割合

魚津市 42.3%、滑川市 32.6%、上市町 21.9%、舟橋村 3.2%

イ 施設整備は次のとおりとする。

- ・ 高機能消防指令センター及び舟橋分遣所建設に係る経費負担割

合については、建設地を管轄する市町村が50%を負担し、50%をアで定める負担割合で構成市町村が負担する。

- ・ 今後の消防庁舎建設に係る経費負担割合については、構成市町村でその都度協議し、決定する。
- ・ 署に配置する消防ポンプ車、救急車及びその他の消防車両等は、署の属する市町村が負担する。
- ・ 分遣所に配備する救急車の経費負担は、協議し決定する。
- ・ はしご車は、①に定める経費負担割合により、構成市町村が負担する。

#### (6) 消防団等との連携確保

##### ① 構成市町村の消防団との連携

富山県東部消防組合消防本部と構成市町村の消防団は、災害現場活動において相互間の連携、協力体制を構築しておく必要がある。

そのため、定期的な連絡会議等を開催し、平常時から連携、協力体制を確認し、その強化に努める。

##### ② 構成市町村の消防団事務

構成市町村の消防団事務は、従前、消防本部若しくは行政部局で行われていましたが、常備消防の広域化により消防本部が行っていた消防団事務は、構成市町村において行う。

しかし、構成市町村においては、消防団事務を行う人員及び知識経験がなく組合消防の協力が不可欠となることから、消防団の意向を十分に尊重することを基本とし、消防署員を構成市町村の職員と併任させ、消防団事務を行う。

なお、組合消防が構成市町村の消防団事務を行うにあたり、必要となる経費は構成市町村が負担する。

## 6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

### (1) 一部事務組合の設置手続

- ① 一部事務組合を構成する4市町村の12月議会定例会において、地方自治法第284条第2項の規定により、平成25年3月31日から魚津市、滑川市、上市町及び舟橋村の消防事務を共同処理するため、規約を定め、富山県東部消防組合を設置することについて、議会の議決を求め、可決した。
- ② 平成24年12月25日に富山県知事に「富山県東部消防組合」の設置許可申請を提出した。
- ③ 平成25年1月25日に設置が許可。

富山県東部消防組合格約

(組合の名称)

第1条 この組合は、富山県東部消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、魚津市、滑川市、上市町及び舟橋村（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合が共同処理する事務は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に定める消防事務（消防水利の設置及び管理並びに非常備消防に関する事務を除く。）とする。

(組合の事務所)

第4条 組合の事務所は、魚津市本江3197番地1に置く。

(組合議員の定数)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10人とする。

(組合議員の選挙の方法)

第6条 組合議員は、構成市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 構成市町村において選挙すべき組合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 魚津市 3人
- (2) 滑川市 3人
- (3) 上市町 2人
- (4) 舟橋村 2人

(組合議員の任期等)

第7条 組合議員の任期は、構成市町村の議会の議員の任期による。

2 組合議員に欠員が生じたときは、当該組合議員の所属する構成市町村の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

3 組合議員に欠員が生じたときは、当該構成市町村の議会において速やかに補欠議員を選挙しなければならない。

(組合議員の選挙の結果報告)

第8条 組合議員の選挙が終了したときは、当該構成市町村の長は、直ちにその結果を管理者に報告しなければならない。

(組合の議会の議長及び副議長)

第9条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(執行機関の組織等)

第 10 条 組合に管理者 1 人、副管理者 3 人を置く。

2 管理者は、構成市町村の長のうちから互選し、副管理者は、管理者以外の構成市町村の長をもって充てる。

3 管理者は、組合を統轄し、これを代表する。

4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときは、副管理者の協議により、そのうちの 1 人が管理者の職務を代理する。

5 管理者及び副管理者の任期は、当該構成市町村の長の任期による。

(会計管理者)

第 11 条 組合の会計事務を処理するため、会計管理者を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもって充てる。

(監査委員)

第 12 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とする。

(職員)

第 13 条 組合に必要な職員を置き、その定数は、条例で定める。

2 前項の職員は、管理者が任免する。ただし、消防長以外の消防職員については、管理者の承認を得て消防長が任免する。

(経費の支弁方法)

第 14 条 組合の経費は、構成市町村の分担金、国庫支出金、県支出金、手数料、地方債その他の収入をもって充てる。

2 前項の構成市町村の分担金の額は、組合の議会の議決を経て定める。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規約は、富山県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

2 この規約により最初に管理者が選任されるまでの間は、魚津市長が管理者の職務を行う。

④ 平成 25 年 1 月 25 日に一部事務組合構成 4 市町村において、「消防広域化協定書」を締結しました。

(2) 住民への周知

- ① 組合構成市町村の平成 24 年 10 月及び 11 月の広報誌に、「消防の広域化」について 2 回にわたり掲載（A 4 版 1 ページ）、住民への周知を行いました。
- ② 協議会事務局が作成した啓発パンフレット（A 3 版 1 枚両面印刷）を作成し、平成 25 年 1 月に組合構成市町村に全戸配布しました。
- ③ 組合構成市町村の平成 25 年 3 月の広報誌に「富山県東部消防組合の県知事からの設置許可」、平成 25 年 4 月の広報誌に「富山県東部消防組合の消防事務の開始、組合の組織、119 番通報の掛けかたなど」を掲載し、住民への周知を行いました。

(3) 条例改正及び予算の準備

① 条例

富山県東部消防組合設置に伴う条例、規則、訓令等の例規について、平成 24 年 9 月から協議会の「総務部会」、「警防部会」、「予防部会」、「通信部会」の 4 専門部会において作成の準備を進めました。

平成 25 年 1 月 25 日に組合の設置許可があったので、同日付けで「富山県東部消防組合の休日定める条例」ほか 23 件を専決処分しました。平成 25 年 2 月 25 日開催の富山県東部消防組合議会臨時会において、条例の専決処分の承認と、新たに「富山県東部消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の制定について」ほか 7 条例を議案上程し、可決されました。条例作成と同時進行で規則、訓令等の作成に努めました。

② 予算

構成市町村と協議を進め、予算を作成し、平成 25 年 2 月 20 日に全員協議会を開催し、予算議案、条例等について事前説明を行い、平成 25 年 2 月 25 日開催の富山県東部消防組合議会臨時会において、次のとおり可決されました。

- ・ 平成 24 年度富山県東部消防組合一般会計予算 504,279 千円
- ・ 平成 25 年度富山県東部消防組合一般会計予算 1,129,980 千円

(4) 長及び議員の選任準備

一部事務組合管理者については、富山県東部消防組合の設置許可があった平成 25 年 1 月 25 日に組合構成市町村長会議を開催し、富山県東部消防広域化協議会会長である魚津市長が互選されました。

一部組合議会議員については、平成 24 年 12 月開催の協議会において 10 人程度（魚津市 3 人、滑川市 3 人、上市町 2 人、舟橋村 2 人）の考えが示され、組合設置が許可された平成 25 年 1 月 25 日付けで構成市町村へ選任依頼を提出し、各市町村議会の 2 月臨時会において、選挙されました。

## (5) 職員の身分移管

職員の身分の取扱について、現在の魚津市、滑川市、上市町の消防職員は、各市町職員の身分を有したまま消防組合に派遣することとなりました。新規採用職員にあつては、一部事務組合で採用し、組合職員とする。平成 36 年度に魚津市、滑川市、上市町の消防職員は各市町を退職し、消防組合で採用を行い、組合職員として身分を統一する。



富山県東部消防組合開庁式



富山県東部消防組合消防本部庁舎

## 7 広域化による具体的なメリット

### (1) 消防体制の強化

広域化後は、災害初期の段階から広域エリア内における効果的な部隊活動を構築し、初動部隊の増強を図るとともに、2次出動体制が充実するなど消防力の増強が図れ、集結時間が短縮されました。

### (2) 予防業務・救急業務の高度化・専門化

旧 3 消防本部の統合により、総務部門の人員減が図られた一方で、各消防署に危険物規制事務、消防同意事務や予防査察などを行う予防要員を配置することにより、予防業務の充実強化を図ることができました。

### (3) 高度な装備・資機材の整備

指令業務については、広域化時点では指令台が統合されていないため各消防署にて指令業務を行っていますが、平成 25 年度中に高機能指令センターを建設、指令台Ⅱ型を整備し、平成 26 年度に消防救急無線のデジタル化整備がされると、迅速・確実な部隊運用が可能になり、災害現場直近の署所から出動できるため、現場到着時間が短縮される。

また、指揮命令系統の一元化が図られることから効果的な部隊運用が可能となり、消防体制のさらなる充実強化が図られる。

### (4) 人事異動・研修等の充実

人事異動、職員研修、火災・救助・救急出動・訓練等により、組合職員としての一体感の醸成を図りながら、消防力の強化に努める。

## 8 新体制移行後の課題等

(1) 一部事務組合の運営

消防広域化の効果については、住民サービスの向上、人員配置の効率化と専門化、消防体制の基盤の強化等が挙げられますが、組合として消防事務を開始したばかりであり、今後、施策・事務事業評価、住民視点などから検証していく必要があります。

(2) 職員の身分

消防職員の身分の取扱については、各市町職員の身分を有したまま、消防組合に派遣となっており、平成 36 年度に各市町を退職し、消防組合で採用を行い、組合職員として身分を統一することとしていますが、できれば早めの身分統一を図る必要があると考えます。

(3) 給与調整、退職手当調整等

給料表の組合としての統一、格差の是正については、広域化後、派遣職員が組合職員となる平成 36 年度までに各市町において調整することとしていますが、(2)の職員の身分同様に早めの格差是正を図る必要があります。

9 おわりに

富山県東部消防組合管轄地は、自然が豊かで山から海までと活動幅が広く、防災関係機関との連携が不可欠となっています。海難事故は潜水隊及び救助艇雄山丸と海上保安部との合同訓練、山岳事故は富山県警山岳警備隊及び防災航空隊との合同訓練の実施により、連携強化、救助技術の向上を図っています。これからも組合職員としての一体感を醸成し、住民が住みなれた地域で安全に安心して暮らせるよう、消防体制の整備に万全を尽くしていきます。

